

令和2年度 納税通知書を送付

市県民税、固定資産税・都市計画税など

令和2(2020)年度市県民税(普通徴収分および公的年金からの特別徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納税通知書の発送予定日と納期限は下表のとおりです。納付が難しい人は、納期限までに納税課へご相談ください。

税目	発送予定日	納期限	税目	発送予定日	納期限
市県民税 普通徴収分、 公的年金からの 特別徴収分	6月11日	第1期 6月30日	固定資産税 都市計画税	5月8日	第1期 6月1日
		第2期 8月31日			第2期 7月31日
		第3期 11月2日			第3期 12月25日
		第4期 来年2月1日			第4期 来年3月1日
			軽自動車税 (種別割)	5月1日	6月1日

※ 公的年金からの特別徴収分は上表の納期限に限らず、原則年金支給時に引き去りされます
 ※ 給与からの引き去りで納める市県民税(特別徴収分)の納税通知書は、勤務先の会社等宛てに5月14日に発送する予定です

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申告期限の延長により、所得税の確定申告書や、市県民税の申告書を3月17日以降に提出した場合は、その申告内容が初回の納税通知書に反映できていない可能性があります。この場合は、その後に処理を行った上で、新たに課税または税額が変更になる人に対して納税通知書等によりお知らせします。

また、上記により、国民健康保険料、介護保険料等の算定にも影響がある場合がありますが、申告書の申告内容を反映でき次第、各担当課が順次保険料等に反映していきます。

市県民税…市民税課 (0798・35・3267)
 固定資産税・都市計画税…資産税課 (0798・35・3269)
 軽自動車税…税務管理課 (0798・35・3209)
 納税について…納税課 (0798・35・3238)

課税・所得証明書の発行開始日

令和2(2020)年度市県民税の課税証明書や所得証明書は、給与からの特別徴収の人は5月14日から、普通徴収および公的年金からの特別徴収の人は6月11日から発行します。

問 税務管理課 (0798・35・3251)

国民年金についてのお知らせ

学生納付特例の申請を受付

令和2(2020)年度の学生納付特例(一定の所得要件あり)の申請を受け付けています。学生期間中の保険料納付が困難な人は、医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで申請してください。

なお、学生納付特例は年度ごとに申請する必要があります。申請が遅れて未納期間があると、万が一病気やけがで障害の状態となった場合に、障害基礎年金を受給できなくなることがありますのでご注意ください。

【必要書類】年金手帳、学生証等、認印

※昨年度も同特例を利用している人は、日本年金機構から送付されるハガキによる申請も可

問 医療年金課 (0798・35・3124)

児童扶養手当・特別児童扶養手当 4月分からの手当額を改定

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」の手当月額が改定されました。4月分からの支給額は下表のとおりです。

児童扶養手当

対象児童数	手当月額	
	全部支給	一部支給
1人	4万3160円	1万180円~4万3150円
2人	5万3350円	1万5280円~5万3330円
3人	5万9460円	1万8340円~5万9430円

※児童が4人以上の場合は、1人増えるごとに3060円~6110円の加算

特別児童扶養手当

	手当月額
1級(重度障害児)	5万2500円
2級(中度障害児)	3万4970円

問 子育て手当課 (0798・35・3190)



所有者のいない猫対策に 取り組みませんか

所有者のいない猫の糞(ふん)尿による悪臭などの苦情や相談が寄せられていますが、地域に生息する所有者のいない猫に不妊手術を受けさせ、その後、適切に管理していくことで、被害を減らしていくことも可能になります。

助成金を活用した猫対策活動について

市では、所有者のいない猫の不妊手術を行う際に、その費用の一部を助成しています。助成金を受けるには、所有者のいない猫対策活動員として、地域の合意の下で活動することなどの条件があります。

【対象】20歳以上。在勤者可 ※面談の上、活動員として認定

【助成額】雌猫1匹1万円、雄猫1匹5500円

※手術費用が助成金額以下の場合、実際にかかった手術費用を助成。

助成総額は予算の範囲内まで

問 動物管理センター (0798・81・1220)

安全で快適な住まいへ 住宅のバリアフリー化費用を一部助成

市は、住宅などをバリアフリー改造する場合、費用の一部を助成しています。助成の対象は下表のとおりです。

なお、工事契約前に申請し、助成の決定を受けることが必要です。契約・着工は必ず助成決定後に行ってください。

※②③の受付は11月30日まで(予算が無くなり次第終了)

※市外局番は《0798》

助成種別	対象	担当窓口
①特別型	介護保険の要支援・要介護認定を受けた人がいる世帯	介護保険課 (35・3048)
	身体障害者手帳・療育手帳を持っている人がいる世帯(介護保険の対象者は除く)	生活支援課 (35・3157)
②一般型	①以外で、65歳以上の人がある世帯	すまいづくり推進課 (35・3761)
	あんしん賃貸住宅として登録されている住宅の所有者	
③共同住宅(分譲)共用型	分譲マンションの管理組合 1棟21戸以上の分譲マンションの共用部分 改造工事について費用の一部を助成 《助成対象外》 ・平成14年(2002年)10月1日以降建築 ・51戸以上で平成5年(1993年)10月1日以降建築	

※対象者によって、制度の内容が異なります。詳しくは担当窓口まで問合せを

介護職員初任者研修等を修了した人に 受講費の一部を助成

市は、介護保険・障害福祉サービスを提供する職員の確保を図り、質の高いサービスの安定供給を目的に、介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、実務者研修を修了した人に、研修受講費の一部を助成します。

詳しくは市のホームページ(ページ番号:40519664)をご覧ください。

対象研修	介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、実務者研修
対象者	上記の対象研修を修了した人で、申請時点で次の①~⑤のすべてを満たす人 ①市内の指定事業所(※)に勤務している人、または市内に住所を有する人で、かつ指定事業所(※)に勤務している ②対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内である ③対象研修を修了した日の翌日以降の対象事業所1カ所における勤務期間(休職期間は除く)が3カ月を経過し、かつ引き続き勤務している ④対象研修受講に係る費用を完納している ⑤対象研修に係る他の助成を受けていない (※)介護職員等の配置が必要な介護保険・障害福祉サービスを行う指定事業所
助成金額	対象研修に係る受講費および教材費等の半額(1000円未満切り捨て)。上限あり
申請方法	所定の申請書に必要書類を添えて福祉のまちづくり課へ郵送を ※申請の受付は来年3月10日まで(予算が無くなり次第終了)

問 福祉のまちづくり課 (0798・35・3135)